

議案第 4 号

朝来市デマンド型乗合自動車の運行に関する条例制定について  
朝来市デマンド型乗合自動車の運行に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市デマンド型乗合自動車を運行するため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市デマンド型乗合自動車の運行に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、市民等の移動手段の確保及び利便性の向上並びに持続可能な交通体系の実現を図るデマンド型乗合自動車の運行に関し必要な事項を定め、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「デマンド型乗合自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による国土交通大臣の許可を受けた一般旅客運送事業者（以下「運送事業者」という。）又は同法第79条の規定による自家用有償旅客運送の登録を受けた市が、利用しようとする者の予約に応じ、乗車場所から目的地まで乗合で運行する市の自動車をいう。

#### (運行管理)

第3条 デマンド型乗合自動車の運行管理は、市長が行う。

2 市長は、デマンド型乗合自動車の運行業務（附帯する業務を含む。）を運送事業者に委託することができる。

#### (運行区域等)

第4条 デマンド型乗合自動車の運行区域、運行日及び運行回数は、規則で定める。

#### (利用方法)

第5条 デマンド型乗合自動車を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ予約しなければならない。

#### (使用料等)

第6条 デマンド型乗合自動車の使用料の区分及び額は、別表のとおりとする。

2 使用料は、乗車の際又は回数乗車券若しくは高齢者等優待乗車カードを購入する際に支払うものとする。

3 前項の高齢者等優待乗車カードは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次に掲げる者であつて、規則で定めるところにより、その利用登録の申請が承認されたものに交付する。

(1) 65歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（別表において「身体障害者手帳等所持者」という。）

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

#### (使用料の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

#### (登録の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、第6条第3項の規定によ

る登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は転出したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、第5条の規定による予約について準用する。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、正当な理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の規定を遵守するとともに、デマンド型乗合自動車の従事者が輸送の安全確保及び車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わなければならない。

(乗車の制限)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、運行上支障があると認められるとき。

(運行の制限等)

第12条 市長は、災害その他特別の理由によりデマンド型乗合自動車の運行上支障があると認めるときは、運行を制限し、又は休止することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりデマンド型乗合自動車の設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行日前においても、必要な準備行為をすることができる。

別表（第6条関係）

区分	使用料	
普通使用料	中学生以上65歳未満の者	1人1回400円
	小学生、65歳以上の者、身体障害者手帳等所持者、生活保護受給者	1人1回200円
	小学生未満の者	無料
回数乗車券使用料	4,000円（200円券22枚）	

高齢者等優待乗車 カード使用料	65歳以上の者、身体障害者手帳等 所持者、生活保護受給者	1箇月800円
		年間8,000円

## 議案第4号資料

### 朝来市デマンド型乗合自動車の運行に関する条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市民等の移動手段の確保及び利便性の向上並びに持続可能な交通体系の実現を図るデマンド型乗合自動車の運行に関し必要な事項を定め、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

【解説】

この条は、この条例の制定の目的を明らかにするものです。

この条例は、市民をはじめ、市外から本市を訪れた者の移動手段の確保及び利便性の向上を図り、加えて、持続可能な交通体系の実現を担うデマンド型乗合自動車の運行に関する必要事項を定め、デマンド型乗合自動車の運行を通じて住民福祉の増進に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において「デマンド型乗合自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による国土交通大臣の許可を受けた一般旅客運送事業者（以下「運送事業者」という。）又は同法第79条の規定による自家用有償旅客運送の登録を受けた市が、利用しようとする者の予約に応じ、乗車場所から目的地まで乗合で運行する市の自動車をいう。

【解説】

この条は、この条例で使用する用語の定義を明らかにするものです。

「デマンド型乗合自動車」とは、一般旅客運送事業者又は市が、利用しようとする者の予約に応じて、乗車場所から目的地まで、乗合で運行する市の自動車のことを意味しています。

引用している道路運送法の規定については、次のとおりです。

道路運送法（昭和26年法律第183号）抜粋

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

（登録）

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(運行管理)

第3条 デマンド型乗合自動車の運行管理は、市長が行う。

2 市長は、デマンド型乗合自動車の運行業務（附帯する業務を含む。）を運送事業者に委託することができる。

【解説】

この条は、デマンド型乗合自動車の運行管理者を明らかにするものです。  
デマンド型乗合自動車の運行管理は市長が行いますが、市長は、運行業務を運送事業者に委託できることを定めています。

(運行区域等)

第4条 デマンド型乗合自動車の運行区域、運行日及び運行回数は、規則で定める。

【解説】

この条は、デマンド型乗合自動車の運行区域等を明らかにするものです。  
デマンド型乗合自動車の運行区間は市内全域としますが、エリアごとに段階的に導入していくことから、運行区域及び運行日並びに運行回数については、規則で定めています。

(利用方法)

第5条 デマンド型乗合自動車を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ予約しなければならない。

【解説】

この条は、デマンド型乗合自動車の利用方法を明らかにするものです。  
デマンド型乗合自動車を利用する場合は、乗車する前に予約が必要であることを定めています。

(使用料等)

第6条 デマンド型乗合自動車の使用料の区分及び額は、別表のとおりとする。

- 2 使用料は、乗車の際又は回数乗車券若しくは高齢者等優待乗車カードを購入する際に支払うものとする。
- 3 前項の高齢者等優待乗車カードは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次に掲げる者であって、規則で定めるところにより、その利用登録の申請が承認されたものに交付する。
  - (1) 65歳以上の者
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（別表において「身体障害者手帳等所持者」という。）
  - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

別表（第6条関係）

区分	使用料	
普通使用料	中学生以上65歳	1人1回400円

	未満の者	
	小学生、65歳以上の者、身体障害者手帳等所持者、生活保護受給者	1人1回200円
	小学生未満の者	無料
回数乗車券使用料	4,000円（200円券22枚）	
高齢者等優待乗車カード使用料	65歳以上の者、身体障害者手帳等所持者、生活保護受給者	1箇月800円
		年間8,000円

### 【解説】

この条は、デマンド型乗合自動車を利用する際の使用料等を明らかにするものです。

使用料の区分及び額は別表のとおりとし、乗車の際に現金又は回数乗車券若しくは高齢者等優待乗車カードを購入する際に支払うこととします。

高齢者等優待乗車カードについては、デマンド型乗合自動車のみ利用するカードを使用料として位置付けることとし、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、65歳以上の者、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は生活保護法の規定による保護を受けている者で、規則で定める利用登録の申請が承認されたものに交付します。

引用している法令等の規定については、次のとおりです。

<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）抜粋 （身体障害者手帳）</p> <p>第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。</p> <p>2～10 （略）</p> <p>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）抜粋</p> <p>第5 手帳の交付手続</p> <p>1 申請</p>
---

手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長(福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。第7において同じ。)を経由して都道府県知事に対して行うものとする。

2 (略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)抜粋  
(精神障害者保健福祉手帳)

第45条 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2～6 (略)

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

【解説】

この条は、使用料の減免を明らかにするものです。

公益上とは、市内小中学校が教育活動を行う際の利用等を想定していません。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、第6条第3項の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は転出したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、第5条の規定による予約について準用する。

【解説】

この条は、登録の取消し等を明らかにするものです。

市長が、一旦利用の登録を行った者に対し、その登録を取り消すことができる場合として以下の3項目を示しています。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は転出したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

上記3項目については、予約の取消しについても準用します。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、正当な理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### 【解説】

この条は、使用料の不還付を明らかにするものです。

使用料は基本的に還付しないものですが、正規の使用料ではない額を支払った等の正当な理由がある場合には、全部又は一部を還付できることを定めています。

#### （利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の規定を遵守するとともに、デマンド型乗合自動車の従事者が輸送の安全確保及び車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わなければならない。

### 【解説】

この条は、利用者の遵守事項を明らかにするものです。

利用者は、輸送の安全確保と車内秩序の維持について、乗務員の指示に従わなければならないことについて定めています。

#### （乗車の制限）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、運行上支障があると認められるとき。

### 【解説】

この条は、乗車の制限を明らかにするものです。

法令で車内への持ち込みが禁止されている危険物を持ち込もうとする者や大声で騒ぐなど、他の乗客の迷惑となるような者について、乗車の制限を行うことができるよう定めています。

#### （運行の制限等）

第12条 市長は、災害その他特別の理由によりデマンド型乗合自動車の運行上支障があると認めるときは、運行を制限し、又は休止することができる。

### 【解説】

この条は、運行の制限等を明らかにするものです。

災害による道路の破損や大雪、大雨等による気象条件等の理由により、運行上支障があると認めるときは、運行を制限又は休止することができるよう定めています。

#### （損害賠償）

第13条 利用者は、故意又は過失によりデマンド型乗合自動車の設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

### 【解説】

この条は、利用者の損害賠償を明らかにするものです。

損害賠償に当たっては、当該損傷又は滅失前の状態と同程度まで行うべきものとします。

なお、本条ただし書きについては、それぞれ個別の事情に応じて判断するものとします。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条は、この条例の施行に関する細目については、規則委任することを定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行日前においても、必要な準備行為をすることができる。

【解説】

附則として、この条例の施行期日、準備行為について定めています。